

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策です。

信用保証協会・経営金融相談ダイヤル0120-279-540

【ホームページ】
www.chusho.meti.go.jp/
kinyu/sefu_net_gaiyou.htm
【お問合せ先】北海道

【セーフティネット保証4号・5号】4号・幅広い業種で影響が生じている地域について、別枠(最大2.8億円)で融資額に対する100%保証。(売上高が前年同期比▲20%以上減少の場合)、5号・特に大きな影響が生じている業種に、別枠(最大2.8億円)で融資額に対する80%保証。(売上高が前年同期比▲5%以上減少の場合)、危機関連保証・全国・全業種※の事業者を対象に、別枠(最大2.8億円)で融資額に対する100%保証。(売上高が前年同期比▲15%以上減少の場合) ※信用保証制度の対象業種について全業種。

【信用保証】

【融資・保証】

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている事業者の方々への資金繰りが支援されます。

融資による支援では、大きく分けて左の図のとおり、3段階の支援が実施されます。

資金繰り支援



2020年4月号
第165号
発行所
北斗市商工会
発行責任者
宮崎 高志
(本所) 〒049-0161
北斗市飯生3丁目4-1
電話0138-73-2408
(支所) 〒041-1201
北斗市本町1丁目1-15
電話0138-77-8107
ホームページ
hokuto-sci.jp

つながり!ひろがる!
北海道新幹線

実質無利子融資 金利▲0.9引下げ 金利引下げなし

NEW 特別貸付
金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】
売上高▲5%以上減少
※個人事業主(事業性のあるフラランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応

(再) 特別貸付
金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】
売上高▲5%以上減少
※個人事業主(事業性のあるフラランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応

SN貸付
基準金利

【対象要件】
売上高等の要件はなし

NEW 特別利子補給制度
特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主(小規模)：要件なし
小規模(法人)：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

また、小規模事業者※であれば、
NEW マル経融資
を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。
※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件



融資による支援では、大きく分けて左の図のとおり、3段階の支援が実施されます。

新型コロナウイルスに係る日本政策金融公庫(国民生活事業)融資制度概要

	第一弾(初動対応)		第二弾	
制度名	セーフティネット貸付(以下、SN貸付)	衛生環境激変対策特別貸付(以下、激変貸付)	新型コロナウイルス感染症対策特別貸付	新型コロナウイルス対策マル経
適用開始日	2月14日～		最短で3月17日(火)見込	
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口(数値要件なし)	最近1か月間の売上高が10%以上減の生活衛生関係営業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1か月間の売上高が5%以上減少している事業者	
貸付限度額	4,800万円以内	旅館業：別枠3,000万円 飲食・喫茶：別枠1,000万円	別枠6,000万円	別枠1,000万円
貸付利率	基準利率	組合員：基準利率▲0.9% 組合員以外：基準利率	○3,000万円以内まで 当初3年間： 災害利率▲0.9%(0.46%) 4年目以降：災害利率 ○3,000万円超 全期間：災害利率(1.36%)	当初3年間： 経営改善利率▲0.9%(0.31%) 4年目以降： 経営改善利率(1.21%)
貸付期間(据置期間)	設備：15年(3年) 運転：8年(3年)	運転：7年(2年)	設備：20年(5年) 運転：15年(5年)	設備：10年(4年) 運転：7年(3年)
その他	○一定の条件に該当した場合、新型コロナウイルス感染症対策特別貸付に遡及適用可能		○一定の条件に該当した場合、一定範囲を無利子化 ○一定の条件に該当した場合、SN貸付及び激変貸付から遡及適用可能 ※無利子化の対象外	

いる中小企業・小規模事業者・個人事業主(フリーランスを含む)の資金繰りが支援されます。融資制度内容は左図のとおり

【特別利子補給制度】対象となる融資制度：新型コロナウイルス感染症特別貸付(新型コロナウイルス対策マル経は対象外)、対象となる事業者の要件：新型コロナウイルス対策マル経は対象外、対象となる事業者の要件：新型コロナウイルス対策マル経は対象外、対象となる事業者の要件：新型コロナウイルス対策マル経は対象外、対象となる事業者の要件：新型コロナウイルス対策マル経は対象外

平均額・令和元年12月

・令和元年10月・12月の売上高の平均額のいずれかと比較し5%以上減少している場合は対象になります。(2)1月29日の遡及適用とは、(答)日本公庫が相談窓口を設置した1月29日以降に相談窓口経由で借入契約を行った事業者の方で、売上高5%減少等の対象要件を満たしていれば遡及して適用可能です。詳しくは公庫支店窓口にてご案内されます。

利子の範囲、新型コロナウイルス感染症対策特別貸付を適用した、3千万円以内までの範囲で、当初3年間低減利率(▲0.9%)を適用した部分の支払利息、(注)小規模要件・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下、卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下 ※現在、利子補給のスキームを検討中の制度案である点とお含みおきください ※利子補給の実施機関は、別途決定される予定です。

設備投資・販路開拓支援

生産性革命推進事業(補次)、令和3年2月(5次)に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表されます。(予定は変更される場合があります)【詳細ホームページ】<https://www.it-jyojo.jp/2020agency/>

【お問合せ先】サービス等生産性向上導入支援事業コールセンター受付時間:9:30~17:30(土日祝日を除く) ☎0570-6666-424 (IP電話からは ☎042-303-9749)

ものづくり補助

「ものづくり・商業・サービス補助」は、新製品・サービス開発や生産プロセス改善のための設備投資等が支援されます。3月10日より公募開始。【基本情報】対象:中小企業・小規模事業者等、補助上限:原則1千万円、補助率:中小1/2・小規模2/3、【想定される活用例】・部品の調達に困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する【今後のスケジュール】公募開始:令和2年3月10日(火) 17時~、電子申請受付:令和2年3月26日(木) 17時~、応募締切:令和2年3月31日(火) 17時(1次締切) ※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年5月(2次)、8月(3次)、11月(4

IT補助

「IT導入補助」は、事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等が支援されます。3月13日より公募開始。【基本情報】対象:中小企業・小規模事業者等、補助額:30~450万円、補助率:1/2、【想定される活用例】・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する【今後のスケジュール】公募開始:令和2年3月13日(金) 15時~、電子申請受付:令和2年3月13日(金) 15時~、公募締切:令和2年3月31日(火) 17時(臨時分:1次締切) ※令和2年度内には、令和2年6月、9月、12月に締切を

持続化補助金

「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者の販路開拓等のための取組が支援されます。3月10日より公募開始。【基本情報】対象:小規模事業者等、補助額:50万円、補助率:2/3【想定される活用例】・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る・旅館が、自動受付機を導入し省人化する【今後のスケジュール】公募開始:令和2年3月10日(火) 18時~、電子申請:準備中、応募締切:令和2年3月31日(火) 当日消印有効(1次締切) ※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年6月(2次)、10月(3次)、2月(4次)に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、採

経営環境の整備支援



雇用調整助成金

「雇用調整助成金」は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。【助成内容】助成率:大企業1/2、中小企業2/3、支給限度日数:1年間で100日(3年間で150日)【対象者(特例措置)】(1)休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。(2)生産指標要件(売上高等10%減)は満たしたものと扱(緊急事態宣言を発生した北海道)、(3)雇用指標(最近3カ月の平均値)が対前年比で増加している場合も対象。(本来は減少している場合のみが対象)(4)事業設置後、1年未満の事業主も対象。(5)助成率を大企業2/3、中小企業4/5に

小学校等の臨時休業に伴う保護者の有給休暇取得支援

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が支給されます。【支給額】休暇中に支払った賃金相当額×10

テレワーク導入

感染拡大防止にあたってのテレワーク導入企業への事例や相談窓口【テレワーク情報サイト】https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/【テレワーク相談センター】☎0120-91-6479(平日9時~17時)土日祝日除く

各相談窓口

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口【相談例】・観光バス事業を展開。2月から予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある・インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減しているなど【お問合せ先】日本政策金融公庫函館支店:中小企業事業 ☎23-7175 国民生活事業 ☎23-8291

シエトロ相談窓口

シエトロ(日本貿易振興機構)では、新型コロナウイルス感染症の中小企業に対する相談窓口が設置されております。【相談窓口】平日9時~12時/13時~17時(土日祝日除く) 東京 ☎03-3582-6651

資金繰り支援金

【中小企業金融相談窓口】 ☎03-3601-1544(平日・休日9:00~17:00)【金融庁相談ダイヤル】 ☎0120-158811(フリーダイヤル) ※IP電話からは ☎03-5251-6813(平日10:00~17:00)【セーフティネット保証4号・5号】北海道信用保証協会・経営金融相談ダイヤル ☎0120-279-540【セーフティネット貸付要件緩和及び無担保融資】日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505【特別利子補給制度(無利子)】中小企業金融相談窓口 ☎03-3501-1544(平日・休日9:00~17:00)【新型コロナウイルス対策マル経】北斗市商工会・本所 ☎73-2408 支所 ☎77-8107(土日祝日除く)

下請けけりみ時

親事業者から、不当な発注等を受けた場合のご相談はこちらへ【お問合せ先】下請けかけりみ寺:0120-4186618

税金

振替納税日

申告所得及び個人事業者の消費税の振替納付日は、申告期限・納付期限が令和2年4月16日(木)に延長されたことに伴い申告所得税は5月15日(金)、個人事業者の消費税は5月19日(火)に振替納付されることとなりましたので、お知らせいたします。

※申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の納期限及び振替日は令和2年6月1日(月)であり、変更はありません。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、函館税務署(徴収担当)にご相談下さい。

【要件】①国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。②納税について誠実な意思を有すると認められること。③換

価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。④納税すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。⑤原則として、担保の提供があること。(担保が不要な場合がもあります)【猶予が認められた場合】・原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。・猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。※更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。【お問合せ先】函館税務署(徴収担当) 031-3171

道税の猶予制度

道税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。ただし、道税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、納期限までの納付や財産の換価(売却)などが猶予される制度があります。【お問合せ先】北海道渡島総合振興局課税課 事業税間税係 047-9441

関連サイト

携帯電話・スマートフォンでのQRコード読み機能によりご覧いただけます。
【経済産業省・新型コロナウイルス感染症特設ページ】



【中小企業ネットマガジンの登録】



【中小企業庁(Twitter)のフォロー】



【経営相談窓口(平日のご相談)】



【経営相談窓口(土日のご相談)】



【中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト】



【ものづくり補助金】



【IT導入補助】



【内閣府】



新規会員のご紹介



令和2年
2月理事会
承認分

㈱Zucca不動産
アパレルショップ 新館北店
代表 石塚 学
(七重浜・不動産業)

㈱エントレス・テック
代表 西村 宏一
(追分・運送業)

松工業
代表 松田 慎
(久根別・建造物解体業)

スナックきらり
代表 広原くるみ
(本町・飲食業)

アクセラレイトマリン
代表 佐藤 圭一
(追分・船外機販売業)

端場内装
代表 端場 弘之
(七重浜・内装業)

有小鹿建設工業
代表 小鹿 大
(七重浜・建設業)

「商工会員募集！」

北斗市商工会では、会員を募集しております。商工会の事業や活動について聞いてみたいという方を是非ご紹介下さい。

4・5月の行事予定

(日程は変更となる場合がありますのでご了承ください)

- 3月26日(木) 商工会理事会・優良商工役員表彰(エイド03)
- 4月21日(火) 渡島管内商工会女性部連合会通常総会(函館市)
- 4月25日(土) 渡島管内商工会青年部連合会通常総会(函館市)
- 5月19日(火) 令和2年度(第15回)北斗市商工会通常総会(七重浜の湯)

※北斗陣屋桜まつりは3月下旬までに実施の有無を決定する予定です。



北斗市商工会の会員限定サービス

会員限定 会報チラシ折込 サービスのご案内

会員企業の売上回復・販路確保を支援

当会が毎月発行している「商工会報」に皆様のチラシを同封し、会員企業及び関係機関(約740通)にお届けする会員限定のサービスです。新型コロナウイルス感染拡大を受け、需要の減少による影響が発生していることから、本サービスをご利用ください。



北斗市商工会員無料